

補遺

2024年1月

(株)日本法令

『雇用契約書』『労働条件通知書』の取扱いについて

労働基準法施行規則の改正に伴い、令和6年4月1日から労働契約の締結・更新の際の労働条件の明示事項が追加されます。

これに伴い、弊社雇用契約関係様式「(注文番号：労務20)雇用契約書」「(注文番号：労務20-N)雇用契約書(勤務上の注意事項(服務心得)つき)」「(注文番号：労務20-1N)労働条件通知書」においても、令和6年4月1日以降使用する場合は、以下の項目を追記のうえご使用いただけますようお願い申し上げます。

<該当箇所>

(全ての労働契約の締結・更新時)

・「就業の場所」と「仕事の内容」または「従事すべき業務の内容」欄に「変更の範囲」を追加

(有期労働契約の締結・更新時)

・「更新の有無」欄に「更新上限の有無」と「更新回数」または「通算契約期間の上限」を追加

(同一企業との間で通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結時)

・「その他」欄(または別紙)に「本契約中に会社に対して期間の定めのない労働契約の締結の申込をしたときは、本契約末日の翌日(○年○月○日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更は無し(または有り)」と追加

※有りの場合は無期転換後の労働条件の明示が必要。

以上